

港湾運送約款

大洋運輸株式会社

港湾運送約款

第1条

1. 当会社の次に掲げる営業は、この約款の定めるところによる。
 - 1) 海上運送人に代って、貨物を荷受人に引渡し、または船舶に積込むことのためにする港湾運送事業。
 - 2) 委託者のために海上運送人から船側において貨物を受取り、または海上運送人に対し船側において貨物を引渡すことのためにする港湾運送事業。
2. この約款に定めていない事項は、法令、慣習または関係船会社の海上運送約款による。

第2条

1. 当会社が営業に関し、通知または催告をしようとする場合において、相手方の所在を知ることができないときは、通知または催告すべき事項を支店に掲示し、かつ神戸市で発行される日刊神戸新聞に公告してこれに代える。
2. 前項の掲示および公告をした場合、掲示および公告をした日から2週間を経過したときは、通知または催告すべき事項は了知されたものとみなす。

第3条

1. 委託者が陸揚または船積を委託しようとするときは、当会社所定の申込書に要項を記入し、必要書類を添えて提出するものとする。
2. ただし、申込書はこれに準ずる書類をもって代えることができる。
3. 不完全な、または不実な記載から生ずることあるべき結果については、当会社はその責に任じない。

第4条

1. いずれの側からも書面をもって確認されない口頭、電話による委託、もしくはその他の通知の遵守については、当会社はこれを担保しない。

第5条

1. 受託貨物に対する当会社の責任は、船舶または陸上において当該貨物を受取ったときに始まり、有姿のままその陸揚引渡または船積みをしたときに終る。

2. 当会社は取扱貨物の種類、内容、中品状態、品質、数量、容積、副荷印、番号および価額についてはその責に任じない。

第6条

1. 委託貨物の引受または引渡は、当会社所定の荷捌場において行なう。
ただし、委託者の求めまたは当会社の都合により、これを変更することがある。

第7条

1. 当会社の都合により、委託者の承諾を得ないで貨物の運送方法を選択し、または混載、混蔵することができる。

第8条

1. 当会社は委託者からの委託がなければ、運送中または上屋、野積場および物揚場に蔵置中の貨物に対して火災その他の損害保険を附さない。

第9条

1. 当会社が必要と認めたときは、便宜貨物の荷造りを補修し、または改裝することがある。
この場合、因って生じた一切の費用は委託者または荷受人の負担とする。

第10条

1. 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方または法規上特別の取扱いを要するものに対しては、委託者からあらかじめその旨を明告した場合のほか、当会社が特別の注意または特別の取扱いをしなかったことによって生じた損害についてはその責に任じない。

第11条

1. 爆発、発火、引火または腐食性のあるもの、臭気を発散し、または液汁を滲出するもの、腐敗しやすいもの、有毒性のもの等、一般に危険性または加害性がある、他の貨物、船舶、財産または人畜に危害を及ぼす恐れのある貨物については、委託者はその種類、品名、数量および特質その他必要な事項を外部の見やすいところに明記し、かつあらかじめ当会社に明告しなければならない。
2. 前項の明告がなかった場合、当該貨物の滅失、毀損その他の損害ならびに他の貨物、船舶、財産または人畜に及ぼした一切の損害、費用、罰金および責任は故意または過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。
3. 当会社が第1項の明告を受けて受託した貨物であっても、他の貨物、船舶、財産

または人畜に危害を及ぼすようになった場合、またはその恐れがあると認めた場合は、廃棄その他適宜の処分をすることができる。

この場合、貨物に対する当会社の一切の責任はこの処分によって終了し、この処分に要した費用は委託者または荷受人の負担とする。

第 12 条

1. 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見やすいところに明記し、かつ、あらかじめこれを当会社に明告しなければならない。
2. 前項の明告がなかった場合は、前条第 2 項の規定を準用する。

第 13 条

1. 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の貴重品または高価品に対しては、委託者がその中品の品名および価額を明告した場合のほか、当会社はいかなる損害であっても賠償の責に任じない。

第 14 条

1. 受託貨物は、貨物を受取る権限を有することを証する書類と引換えでなければその引渡しをしない。
2. 前項の書類の提示がないときは、貨物の点検、見本摘出等の求めに応じない。

第 15 条

1. 当会社は運賃、料金および立替金その他の費用の支払いを受けるまでは、貨物または船積書類の引渡請求に応じないことがある。
この場合、損害が生ずることがあっても、当会社はその責に任じない。

第 16 条

1. 当会社は異議なく貨物を引渡した後は、その貨物については如何なる責にも任じない。

第 17 条

1. 当会社は次の場合、港湾運送の引受けを拒否することがある。
 - 1) 当該港湾運送が法令の規定または公の秩序もしくは善良な風俗に反する恐れのあるとき。
 - 2) 貨物の荷造りが不完全であるとき、および荷札またはこれに代る標示が不備なとき。
 - 3) その他港湾運送の引受けを拒否する正当な事由があるとき。

第 18 条

1. 当会社は次の場合、荷受人の危険と費用とにおいて貨物を倉庫業者に寄託することができる。
 - 1) 荷受人を確知し得ないとき。
 - 2) 貨物引渡しに関し争いがあるとき。
 - 3) 荷受人が貨物の受取りを拒み、または 1 ヶ月以上引取りを請求しないとき。
 - 4) その他やむを得ない事由によって、貨物の引渡しができないとき。

第 19 条

1. 当会社は次の事由によって生じた貨物の滅失、毀損、引渡遅延その他の損害または他の貨物、船舶、財産もしくは人畜に及ぼした一切の損害については賠償の責に任じない。
 - 1) 天災その他の不可抗力、火災、水害、海難、機雷、強盗、海賊その他一切の人力で抗することができない事故および検疫その他の法律、命令、規則等の執行。
 - 2) 戦争、事変、変乱、同盟罷業、同盟怠業、事業場閉鎖、船混みその他の事由による港湾および港湾施設の混雑その他これに準ずる事由
 - 3) 虫害、鼠害、汚損、熱気、冷気、湿気、臭気、蒸れ、カビ、腐敗、変質、変色、サビその他類似の事由。
 - 4) 貨物の性質または瑕疵。
 - 5) 自然の消耗または貨物の性質による発火、爆発その他貨物との接触から生ずる事故。
 - 6) 委託者の故意または過失。
 - 7) 荷造りの不完全、包装の破損、荷印または荷札の不備。
 - 8) 本船荷役用具の不備、本船または沿岸における荷役用具もしくは運送用具に潜在する瑕疵。
 - 9) 荷役中の降雨、荒天または高波浪。
 - 10) 紛れ揚り、揚げ違い、積残り、盗難。
 - 11) 損害保険に附せられた危険。

第 20 条

1. 当会社が賠償の責に任ずる損害は、当会社またはその使用人の故意または重大な過失によって直接に生じたものに限る。
2. 当会社が、当会社またはその使用人の故意または重大な過失がなかったことを証明したときはその責に任じない。
3. 前項の証明が事実上または条理上不能と認められる場合は、委託者が当会社またはその使用人の故意または重大な過失を証明しなければならない。

第 21 条

1. 当会社の責に帰すべき事由によって、貨物に損害を生じたときは、当会社は送状に記載された価額または委託者が明告した価額を限度として、損害の程度に応じこれを賠償する。
2. 前項の場合、損害額について争いが生じたときは、公平な第三者の鑑定もしくは評価によってその額を決定する。

第 22 条

1. 当会社は、委託を受けた港湾運送に対して国土交通大臣に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。なお、運賃及び料金については、港湾運送完了の際これを申し受けるものとする。
ただし、支払時期について特約のある場合は、この限りでない。
2. 運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は原則として財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。

第 23 条

1. 当会社の責に帰さない港湾運送の変更、取消等の場合に要した費用は委託者の負担とする。

第 24 条

1. 委託者または荷受人は、この港湾運送約款を承諾し、かつ、これに同意したものとする。

この港湾運送約款は平成 12 年 11 月 1 日より実施する。